

西宮市指定障害児通所支援Q&A（令和4年2月28日版）

質問No.	項目	質問	回答
1	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童がコロナ感染を恐れて、自主的に学校を欠席した日に午前中から放課後等デイサービスを利用した場合（当該児童の所属学級は、授業実施）の報酬単価は	利用時間に関わらず、その日の当該児童の報酬単価は授業終了後単価で請求してください。
2	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童が学級閉鎖により通学しなかった日の夕方から放課後等デイサービスを利用した場合の報酬単価は	利用時間に関わらず、当該児童については、学校休業日単価で請求してください。 なお、当該事例により学校休業日単価で請求する場合は、当該児童の利用日が学級閉鎖であったことを記録してください。
3	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童が感染、濃厚接触者、または感染の恐れがあり学校を欠席したが、所属学級は通常通り授業を行った日に、当該児童にオンラインなどの代替的支援を行った場合の報酬単価は	利用時間に関わらず、その日の当該児童の報酬単価は授業終了後単価で請求してください。
4	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童の通学先が分散登校を実施しているため、通常の授業終了後の利用開始時間より前から利用した場合の報酬単価は	学校休業日単価で請求してください。 なお、当該事例により学校休業日単価で請求する場合は、当該児童の利用日が学級閉鎖であったことを記録してください。 ※「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（令和3年9月22日版）」令和3年9月22日付国事務連絡） p 1～p2参照
5	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童の通学先が分散登校を実施しているが、放課後等デイサービスの利用時間自体は通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する場合	授業終了後の報酬を算定してください。 ※「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & Aについて（令和3年9月22日版）」令和3年9月22日付国事務連絡） p 1～p2参照
6	放課後等デイサービスの報酬単価	事業所内で学級閉鎖のため学校を休んだ児童と学級閉鎖の影響を受けていない児童が混在している場合の報酬単価は	利用児童毎に学級閉鎖を行っているか授業が行われているか判断し、前者は学校休業日単価、後者は授業終了後単価で算定してください。

西宮市指定障害児通所支援Q&A（令和4年2月28日版）

質問No.	項目	質問	回答
7	放課後等デイサービスの報酬単価	利用児童のクラスが学級閉鎖を行っているかどうか分からない場合の情報入手方法は	学校から当該児童保護者宛の連絡（メール等）を確認してください。その上で、学級閉鎖の影響があったことをサービス提供実績記録票等に記録してください。 なお、学校への問い合わせは控えていただくようにお願いします。
8	代替的支援の実施	通常の利用日と異なる日に代替的支援を実施した結果、他事業所の通所日と支援日が重なってしまった場合、それぞれ報酬算定できるのか。	1日に報酬請求できるのは1事業所のみです。どちらの事業所で報酬請求を行うかは事業所間で協議してください。（市は両事業所間の協議に介入しません） また、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により、按分等の方法で分配は可としますが、按分の方法や割合についても、事業所間の協議により解決していただきますようお願いいたします。 なお、同一日に複数事業所による重複支援を避けるための対応について、「障害児通所支援事業所のサービス提供の重複を避けるための対応方針について」（令和2年5月7日西宮市法人指導課長事務連絡）においてお示ししておりますので、ご確認ください。